

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

湯沢市長

市町村名 (市町村コード)	湯沢市 (052078)
地域名 (地域内農業集落名)	杉沢新所地区 (新所、杉沢)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年3月18日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・現況は未整備区画であり、農道が狭小で用水路及び排水路は地区内のほとんどが土水路のため維持管理に多大な労力を要しているほか、排水不良で大型機械導入や低コスト経営の障壁となっている。
・稲作中心の農業形態で複合経営化が図られていない。
・農業者の高齢化が進み、地域の担い手が減少しているため、農業水利施設の管理が行き届かず、農地の維持が困難になっている。

主な作物: 水稲

(2) 地域における農業の将来の在り方

・ほ場整備事業により1法人にすべての農地を集約し生産性の向上を図る。また、労働時間の短縮が可能となることで、高収益作物の生産拡大を図る。
・大型機械を導入し、水稲、大豆、えだまめ等を効率的に展開する体制を整える。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

	40.08 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	40.08 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

地区内の農振農用地を農業上の利用が行われる農用地とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用し、1法人に集積を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を活用し、1法人に集積を図る。
(3)基盤整備事業への取組方針
令和6年度に杉沢新所地区としてほ場整備事業の採択申請する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
法人での営農を基本とする。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐	☐ ③スマート農業	☐	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐	☐ ⑦保全・管理等	☐	☐ ⑧農業用施設	☐	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】							
②減農薬、減肥料により環境にやさしい農業を目指す。							
③自動操舵の田植機械の活用やドローンによる防除を段階的に活用していく。							